

公益社団法人日本放射線技術学会 関東支部
表彰者選考基準に関するガイドライン

2014年2月8日施行
2019年7月21日一部改訂
2019年10月22日一部改訂
2022年7月16日一部改訂

(目的)

- 1 本ガイドラインは、公益社団法人日本放射線技術学会関東支部の表彰者選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の基準)

- 2 各賞とも、定数を超えた場合は前年度からの繰り越し者を最優先とする。
ただし、研究発表大会優秀演題表彰については大会の限りとする。
- 3 当該年度の推薦者について年功順を基本とする。
ただし、同一年齢の場合は入会時期の早い者を優先する。
また、関東支部全域の発展のため、同施設からの選考者が他にいないものを優先する。
- 4 研究発表大会優秀演題表彰については、大会実行委員会で推薦順を決定し、大会長から表彰委員会に推薦するものとする。研究発表大会優秀演題表彰の表彰状は、大会長、支部長の連名とする。
- 5 2項から4項でも定数内に収まらない場合は、原則として定数を遵守しつつ、支部長が決定する。
- 6 大会長から推薦された研究発表大会優秀演題表彰者の承認については、メール会議等で決定するものとする。但し、大会期間中に表彰を行うことから大会開催日より7日以上前にメール会議を開催すること。

(その他)

- 7 年度ごとの表彰者は、功労賞1名(楯25,000円+副賞30,000円)、技術奨励賞2名(賞状+副賞30,000円)、新人賞12名(賞状+副賞10,000円)とし、支部長賞(賞状+副賞上限50,000円として支部長判断とする)と研究発表大会優秀演題賞の最優秀演題賞1名(賞状+副賞10,000円)、優秀演題賞6名(賞状+副賞5,000円)、養成校学部卒業生優秀賞各校1名(賞状+図書券5,000円)を合わせて年度予算内で執行する。
- 8 合同大会においても表彰者の選出を行うものとする。